

平成23年度 包括外部監査結果に対する対応

※団体名については結果報告書の時点での団体名で記載しています。

テーマ・区分・内容	対応結果	結果報告書 時点の所管 部名等
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
1. 財団法人三重県環境保全事業団		
(1) 設備投資計画について【意見】		
<p>ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄が社会問題化していた当時、県が取り組むべき緊急の課題であり、また、ガス化溶融処理施設の建設はその解決策のひとつであったと思われるが、100億円を超える設備投資（うち、93億円は国、県からの補助金および市町の負担金）を行う際には、県および事業団は、的確な設備投資計画を策定し、実績値が計画値と大幅な乖離が発生した場合には、速やかに計画の見直しを行うとともに計画上の収支見込みが赤字となった場合には、どの程度の財政的支援が必要かを検討すべきであった。</p>	<p>（環境生活部、三重県環境保全事業団） 平成24年度において、対応方針に該当する設備投資計画の策定や見直しが必要な案件はありませんでした。 今後、このような案件があった場合には、監査結果を踏まえ適切に対応してまいります。</p>	<p>環境森林部 財団法人三重県環境保全事業団</p>
(2) 起案、決裁の不備について【結果】		
<p>県が損失補償を負う場合の要件が、起案書と契約書で異なっている。 県の損失補償要件の記載に差異があるのは不備があったと考えられる。損失補償契約は重要な契約であり、今後の起案、決裁事務に当たっては、適切な運用が必要である。</p>	<p>（環境生活部） 平成24年度において、対応方針に該当する損失補償契約を新たに締結する案件はありませんでした。 今後、監査結果を踏まえて適切に対応してまいります。</p>	<p>環境森林部</p>
(3) 解体撤去費用の負担について【意見】		
<p>解体撤去については、運営協議会で議論され、事業団が施設の解体撤去ができるよう、県の対応が求められているところである。今後、事業団、県および市町から構成される運営協議会において、早期に解体撤去に関する時期や負担方法を定めるべきである。 なお、ガス化溶融処理施設の投資計画策定時において供用期間終了後の解体撤去費用の負担について考慮されていない。ガス化溶融処理施設のような解体撤去に多額の費用が見込まれる大型施設の投資を行う場合には、解体撤去費用についても投資計画策定時において考慮すべきであった。</p>	<p>（環境生活部、三重県環境保全事業団） 平成24年3月29日に開催された運営協議会（県、市町および事業団で構成）において、事業団の新最終処分場が計画どおりに稼働し、一定の収益が確保できることを前提に、事業団が平成25年度下期～26年度上期を目途に解体撤去する方向が確認されました。 また、市町からの要請により、施設の解体撤去費用については事業団ができる限り努力するものの、経営面等で万が一の事態に陥った場合には、県はこの事業が構築された経緯を踏まえ、事業団とともに責任を果たしていくことも</p>	<p>環境森林部 財団法人三重県環境保全事業団</p>

確認されました。

2. 財団法人三重県農林水産支援センター

(1) 県の農林水産支援センターへの貸付額について【意見】

就農支援資金貸付金の利用は、認定就農者等に限られることから、県が行う認定状況や、全県 8 ヶ所に存在する各地域の普及センターから就農希望者の情報を適時入手し、想定利用者数を年度の状況に応じて毎期見直すべきである。

また、農林水産支援センターに現金預金残高が残る要因として、農林水産支援センターの県への就農支援資金借入金の返済は10年以内の据置期間を含む21年以内と規定されているのに対し、貸付者からの就農支援資金貸付金の回収は、4年以内の据置期間を含む12年以内、もしくは2年以内の据置期間を含む7年以内とされており、県への返済に先行して貸付者から回収を行っているため、貸付者からの回収額が農林水産支援センターの現金預金残高に残る結果になっていると考えられる。

しかし、回収期間の方が短ければその分貸付原資の回転が効率化し、多額に借入を行わなくても運用可能であるし、農林水産支援センターの県への償還期間の規定についても、就農支援資金（就農研修・準備資金）三重県貸付金貸付等要綱によれば、「以内」と定められていることから早期に返済する計画を設定することも可能である。よって、需要を超える借入金残高については、県への繰上償還を検討する必要があると考えられる。

（三重県農林水産支援センター）
就農支援資金貸付金については、これまで県が目標とする毎年の新規就農者数からその計画額を決定してきましたが、平成 24 年度以降は、近年 5 年程度の貸付実績を基礎に、県関係機関との連携により新規就農希望者の情勢を加味して、毎年計画額を設定することとしました。

また、需要を超える借入金残高については、県と協議し、平成 25 年 2 月 28 日に繰上償還を行いました。

（農林水産部）
就農支援資金貸付事業における事業計画の見直しと保有資金の繰上償還に関する国との協議結果を踏まえ、平成 25 年 2 月 28 日に繰上償還をさせました。

農水商工部
財団法人三重県農林水産支援センター

(2) 同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】

農林水産支援センターが認定就農者等へ貸付ける就農支援資金貸付制度は、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付の2種類があり、農林水産支援センターは、貸倒懸念債権の評価を、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付とを区別して評価していた。

平成22年度では、2種類の貸付制度を同時に利用する債務者に対する債権評価において、就農研修資金貸付のみ貸倒懸念債権と評価し、就農準備資金貸付は一般債権と区分されているものがあつた。

このように農林水産支援センターが区分するのは、毎年の回収状況を貸付資金の種類ごとに評価しているからであるが、どの資金の返済に充てるかは貸付者の裁量であるため、債権区分の評価は、貸付者ごとに行うべきである。

（三重県農林水産支援センター）
同一債務者に対する債権区分の評価については、毎年の回収状況を債権単位で評価するのではなく、貸付者単位で評価することとしました。

（農林水産部）
適正な事務処理が行われるよう指導しました。

農水商工部
財団法人三重県農林水産支援センター

(3) 林業就業促進資金の貸付について【意見】

県内で今後、林業就業促進資金貸付制度の利用を予定している事業体調査を行なったところ、平成23年から5年間のうちに資金の借入を予定している事業体はないとの結果を得た。

また、平成22年度林業就業促進資金借入金残高480万円は事業体A社に貸付けるために県から借入れたものであり、一旦は、A社に貸付けたが、貸付対象者の離職等により貸付条件を外れたため、農林水産支援センターがA社から回収したものであって、将来の貸付原資のた

（三重県農林水産支援センター）
利用者需要が見込まれない貸付原資を常備しておく必要がないことから、林業就業促進資金借入金については、平成 24 年 3 月 30 日に全額県へ償還しました。

農水商工部
財団法人三重県農林水産支援センター

<p>めに県から借入れた資金ではない。</p> <p>農林水産支援センターでは、事業体から資金借入の依頼があった場合、県貸付金を借用したい旨の貸付申請書を県へ提出し、事業体からの借入依頼があった翌年度から貸付を行っている。</p> <p>したがって、農林水産支援センターが貸付原資を常備しておく必要はなく、利用者の需要が見込まれていないのであれば、早期に県は償還を受ける必要があったと考えられる。</p> <p>なお、平成23年度中には全額、県へ償還する予定であるとのことである。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>平成 24 年 3 月 30 日に、貸付けた全額を農林水産支援センターから償還させました。</p>	<p>ター</p>
<p>(4) 保有土地の計上区分について【結果】</p>		
<p>平成 15 年以前に購入した土地のうち、約 1 億 4 百万円 (内訳：いなべ市員弁ならびに四日市市中野の土地約 35 百万円 (以下、「土地ア」という。)、四日市市川島の土地約 30 百万円 (以下、「土地イ」という。)、四日市市山之一色等の土地約 38 百万円 (以下、「土地ウ」という。)) は、農地保有合理化事業において、散逸している各個人の土地を集約整地し、再び土地を配分する創設換地等のために預かった土地であり、棚卸資産である用地勘定として計上すべきではなく、長期預り資産勘定として計上すべきである。</p> <p>土地アに係る用地買入未払金は、預り資産の性格を有している土地アを受入れた際に相手勘定として計上されたものであるため、土地イや土地ウと同様に預り金もしくは、その他確定債務と誤導しないような勘定科目を用いるべきである。</p> <p>また、土地アおよび土地イについて年間数万円ではあるが固定資産税を農林水産支援センターが支払っており、覚書には農林水産支援センターが支払った固定資産税について必要経費として、売却時に請求できるか否かの明確な規定はなく、保有が長期化すれば当該無用な費用が永年かかるおそれがあり、この点において早期の処分がなされるべきである。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>同土地については、平成 23 年度決算において、用地勘定ではなく、長期預り資産勘定として計上しました。</p> <p>土地アに係る用地買入未払金については、確定債務との誤導を避けるため、平成 23 年度決算から、預り資産見返勘定の科目名で計上しました。</p> <p>土地ア、イについては、預かり元である地元土地改良区が土地購入者の選定・交渉等を行うことになっており、売渡の目標期限を設けた覚書を取り交わすなど、早期に売却ができるよう働きかけを行っています。期限を越えても売却処分できなかった場合、改めて覚書を取り交わすこととし、固定資産税が請求できるよう預かり元と協議を行います。</p> <p>また、今後ともできる限り早期の売却処分が実施できるよう、引き続き預かり元に対して働きかけを行っていきます。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>同土地にかかる会計事務に関しては、適正な処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、同土地が早期売却できるよう適正に指導し、覚書更新時には、固定資産税を請求できるよう指導しました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>

(5) 土地売買の事務手続について【結果】		
<p>確約書には該当の土地、資金調達の方法、支払時期などが箇条書きで記載されているが、閲覧した確約書のうち平成 22 年 12 月 8 日付の購入希望者の確約書に支払時期の記載が漏れていた。</p> <p>確約書の標準記載例は存在するが、電子データを担当者個人が管理し、場合に応じて該当の土地の記載をパソコンで行うこともあれば、手書きで行うこともある。その際に誤って項目を削除したとのことであった。支払時期の削除は、ともすれば支払延期の口実を購入希望者に与えかねない。確約書の標準文例の遵守と確認の徹底を行うべきである。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>確約書については、標準文例に従った記述を行うとともに、複数の職員でチェックを行い、確認を徹底することとしました。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>確約書については標準文例の遵守を行うよう指導し、事務の確認体制の確立を指示しました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>
(6) 退職給付引当金の会計方針の記載について【結果】		
<p>農林水産支援センターの平成 22 年度の公表財務諸表において、「重要な会計方針」として、退職給付引当金の計上基準が記載されているが、概要で記載した過去勤務分の処理方法として、15 年の定額法により費用処理されている旨が記載されている。</p> <p>しかしながら、実際には平均残存勤務期間 (7.5 年) に応じた定額法により費用処理がなされており、会計方針の記載に誤りがあるため、適正な会計方針を記載する必要がある。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>実際に行っている退職給与引当金計上基準に合わせ、平成 23 年度の公表財務諸表から会計方針の記載を訂正しました。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>平成 23 年度の公表財務諸表から適正に記載するよう指導しました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>
(7) 退職給付引当金の計算について【結果】		
<p>平成 21 年度末の退職給付引当金の計算において、退職給付引当金の計算過程における給料月額 (本俸) の誤りにより、退職給付引当金が 750 万 5 千円過小に計上されている (平成 22 年度末においても、平成 21 年度末の計算結果を引き継いでいるため、退職給付引当金が同額過小となっている)。</p> <p>上席者が計算過程をチェックするなどして、適正な退職給付引当金を計上する必要がある。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>誤った計算により退職給付引当金を計上していたため、平成 23 年度決算において適正な額で修正計上するとともに、今後同様の誤りのないよう、計算過程でのチェックを徹底しました。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>平成 23 年度の決算において適正な額で修正計上するよう指導しました。</p> <p>また、今後も適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>
(8) 退職勧奨による割増退職金について【意見】		
<p>定年前に退職勧奨に応じた職員には、通常の退職金に比べ、割増された退職金が支給されているが、過去の実績や今後の見通しにおいても、事実上、すべての対象職員が退職勧奨に</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>事実上すべての職員に退職勧奨による割増</p>	<p>農水商工部</p>

<p>応じる見込みであるといえる（平均残存勤務期間も、定年前での退職を見込んで算定されている）。</p> <p>したがって、退職給付引当金の算定に当たっては、割増退職金を前提として計算することも考えられる。そうすることによって、農林水産支援センターの財政状態をより正しく表すことになり、今後の資金計画等にも反映できると考えられるからである。</p>	<p>退職金を支払う見込みであることから、退職給付引当金の算定にあたっては、平成 23 年度決算から割増退職金を前提として算定することとしました。</p> <p>（農林水産部）</p> <p>勸奨退職を前提として退職給付引当金を算定するよう指導しました。</p>	<p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>
--	---	--------------------------

(9) 退職給付引当金および退職給付費用の計上区分について【結果】

<p>退職給付引当金および退職給付費用（退職給与引当金繰入額）について、平成 22 年度財務諸表では、すべて一般会計において計上されている。しかしながら、退職給付引当金の計算対象となっている職員の中には、特別会計に計上される事業に従事している職員も存在する。</p> <p>会計区分ごとあるいは事業ごとの正確な財政状態や収支状況（正味財産の増減状況）を把握するためには、対象となる職員が従事している会計区分あるいは事業において、退職給付引当金および退職給付費用（退職給与引当金繰入額）を計上すべきである。</p> <p>なお、平成 23 年度の財務諸表からは、会計区分や事業ごとの開示ではなく、すべてを「公益目的事業」として開示する方針とのことである。</p> <p>しかし、内部管理上は、事業区分を設けるとのことであるため、適切な事業業績の把握のためには、退職給付引当金および退職給付費用（退職給与引当金繰入額）についても適切な事業での計上が必要である。</p>	<p>（三重県農林水産支援センター）</p> <p>内部管理上行う事業区分ごとの費用計上において、平成 23 年度決算から退職給付引当金、退職給付費用についても職員の従事する事業に応じ適切に計上しました。</p> <p>（農林水産部）</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用について、従事する人と事業に応じ区分するよう指導しました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>
--	---	---------------------------------------

3. 財団法人三重県産業支援センター

(1) 貸付先の返済能力の判断資料について【結果】

<p>貸付先の返済能力の有無は、償還遅延または償還不能となる可能性の判断に当たって、最も重要な項目であると考えられる。</p> <p>検討の対象とした 4 社の「小規模企業設備導入診断調書」の調達資金の返済能力の有無の記載内容は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="235 1125 1310 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th>A社</th> <th>B社</th> <th>C社</th> <th>D社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返済財源※</td> <td>16,308</td> <td>12,628</td> <td>△57,492</td> <td>33,416</td> </tr> <tr> <td>年間返済必要額</td> <td>39,057</td> <td>11,490</td> <td>49,114</td> <td>12,992</td> </tr> <tr> <td>差引過不足</td> <td>△22,749</td> <td>1,138</td> <td>△106,606</td> <td>20,424</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 従前 2 年分の平均税引後利益+今回の増加利益期待額×1/2+前期の減価償却費+今回の設備投資分の減価償却費</p> <p>A社とC社は差引過不足がマイナスとなっているが、業績の改善、役員等個人からの借入、投資不動産等の資産処分を理由に返済能力があると認めている。</p>		A社	B社	C社	D社	返済財源※	16,308	12,628	△57,492	33,416	年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992	差引過不足	△22,749	1,138	△106,606	20,424	<p>（三重県産業支援センター）</p> <p>平成 23 年度に行った診断項目の見直しに基づき、返済能力の判断材料として試算表や事業計画書、資金繰表等を入手するようにし、根拠となる数字や理由等により具体的な裏付けを明らかにしました。</p> <p>このことにより、貸付審査委員会における審査資料においても診断・調査結果が明らかになるよう項目の見直しを行いました。</p> <p>（雇用経済部）</p> <p>適正な審査が行われるよう指導し、診断・調査結果の明確な審査資料が作成されるように</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
	A社	B社	C社	D社																		
返済財源※	16,308	12,628	△57,492	33,416																		
年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992																		
差引過不足	△22,749	1,138	△106,606	20,424																		

<p>しかし、これらの理由は現地でヒアリング結果のみであることから、返済能力があると判断した根拠として不十分である。</p> <p>差引過不足がマイナスであれば、当該貸付が返済される可能性は低いと予想するのが通常である。それにもかかわらず、返済能力があると判断する場合には、具体的な計画等により慎重な検討を行なう必要がある。したがって、このような場合には、具体的な計画等の提出を要求すべきであった。なお、現在においては、必要に応じて具体的な計画等を入手しているとのことである。</p>	<p>なりました。</p>	
<p>(2) 貸付先の経営分析および経営計画の分析について【意見】</p>		
<p>検討の対象とした4社の経営計画には、期待される投資効果の計算根拠が記載されており、たとえば、A社の原価率の主な根拠は、新製品の仕入高が売上高比20%とある。これに基づく新製品の原価率は38.3%と計算されているが、同社の直近2年の原価率は、2年前実績の87.5%、直近期末実績の87.2%である。そのため、経営計画の達成可能性の有無の判断に当たっては、「新製品の仕入高が売上高比20%」をどのような施策によって実現されるかが重要なポイントになったと思われるが、その具体的な施策に関する記載まではなかった。</p> <p>昨今の経済環境を鑑みれば、一定率以上の売上増加の継続、あるいは原価率の大幅な改善には、貸付先または貸与先の相当な努力が必要であることは明らかであり、その具体的な施策は、経営計画の達成可能性の有無の判断にはより有用な情報と考えられる。したがって、経営計画の計算根拠のみならず、その具体的な施策についても記載することが望ましい。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>貸付先の経営分析及び経営計画の分析を行うにあたり、期待される投資効果の計算根拠について、具体的な施策の記載に加え、必要に応じてその裏付けとなる資料を入手するようにし、分析結果の精度向上に努めました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(3) 出向者が有する業務ノウハウの有効活用について【意見】</p>		
<p>産業支援センターには金融機関や証券会社からの出向者が存在しているが、前述の①の指摘や②の意見が存在することを鑑みれば、これらの者が有する業務ノウハウをこれまで以上に活用することが有用であると思われる。</p> <p>たとえば、金融機関で法人融資を担当した経験のある出向者がいるのであれば、当該出向者の融資に関するノウハウを、産業支援センターの職員が吸収して、設備資金貸付事業に、さらに活用する体制とすることが望ましい。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>金融機関からの派遣職員を債権管理業務の副務者とし、貸付先の返済能力の判断や経営分析について、銀行での実務経験や法人融資に関するノウハウを活用し、主務者であるプロパー職員と連携して業務を行わせました。</p> <p>平成24年7月には、すべてのプロパー職員、県派遣職員、金融機関派遣職員、CDが2名1組のチームを組み、正常債権分132件の資金貸付先を訪問して、企業の抱える課題等の聴き取りを行い、現場感覚の向上に努めました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導し、出向者の有するノウハウの有効活用が図られる体制になりました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

(4) 規定に従った債権区分について【結果】		
<p>「債権管理要綱」第2条は、債権のリスク管理として、債権を(1)破綻先等債権、(2)延滞債権、(3)3か月以上延滞債権、(4)貸付条件緩和債権、(5)正常債権に分類し管理する旨を規定しているが、現状は当該規定に依らず、財団法人全国中小企業取引振興協会が示している債権分類を参考に分類している。</p> <p>「債権管理要綱」の規定と債権分類の実態が乖離していると認められるので、整合を取る必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>財団法人全国中小企業取引振興協会が作成した債権者区分、債権分類等のマニュアルを参考にするとともに、当財団監査法人の指導を受け、平成23年度に債権管理要綱を改正しました。</p> <p>当該債権管理要綱に基づいて債権分類を行い、リスク管理を行っています。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
(5) 同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】		
<p>平成22年度の未収償還金の一覧において、設備貸与事業で貸倒懸念債権に分類されていたE社は、設備資金貸付事業においても貸倒懸念債権に分類すべきところ、正常債権として扱われていた。</p> <p>産業支援センターでは、中小企業向けの融資制度を設けており、企業によっては複数の融資制度を利用しているが、制度間で貸付先または貸与先の企業情報の共有が十分でなかったため、当該事象が発生したと考えられる。</p> <p>企業情報を一元的に管理することで、前述の不整合な取扱いを防止することができると考えられるため、各融資制度における企業情報を一元的に管理する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>平成23年度の対応方針に基づき、各々の融資制度における情報を企業単位で管理し、それぞれの情報が相互活用できるよう改善しました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
(6) 担保提供者からの法的回収について【結果】		
<p>未収債権が発生した貸付先については、交渉(対応)記録が作成され、未収債権発生の経緯、債務者あるいは連帯保証人への対応を詳細に記録している。</p> <p>このうち、C社については、担保として第三者による担保提供がなされ、抵当権が設定されているが、監査時点で法的回収手続は行われていなかった。</p> <p>「債権管理要綱」第8条第2項は、廃業及び繰上償還通知を行った債権について、抵当権の実行及び強制執行により法的回収を図る要件を定めており、同項第3号はその要件を、実行可能な償還(完済)計画の提出がある場合を除き、債務残高に比べ償還額が著しく少額で、最終期限後10年を経過してもなお完済の見込みがないときとしている。</p> <p>C社は、平成20年10月に破産し、以後の2年6か月間の回収額は、未収債権残高の2.3%にあたる34万円であり、また償還(完済)計画の提出がなく、現在の回収状況が継続すると仮定すれば、最終返済期限後10年を経過する平成35年10月までに完済は見込めない。</p> <p>このため、「債権管理要綱」第8条第2項第3号に該当すると考えられ、法的回収を図る必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>C社については弁護士に委任して担保不動産の競売を行いました。</p> <p>他に担保提供がなされている1社についてもC社と同様に、弁護士に委任のうえ担保不動産の売却を行うなど、債権管理要綱に基づき法的回収手続を進めました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導し、適切な債権回収手続が進められる体制になりました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

(7) 弁護士への相談記録の保管について【結果】		
<p>産業支援センターでは、弁護士に対して、必要に応じて法律的な意見を聴取するために面談しているとのことである。しかし、案件によっては、相談記録が残されていたり残されていなかったりしていた。また、相談記録にどのような法的処理が行われたかの記録が保存されていた場合でも、相談記録が個々のファイルに綴じられ、整理保管が一定していなかったため、速やかに確認することができなかった。</p> <p>したがって、業務の執行をより効率的に行うためにも、弁護士に面談した時は相談記録を作成し、また、相談記録を必要な時に確認できるよう整理保管する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>平成23年度の対応方針に基づき、相談記録は弁護士関係綴で一元管理し、企業別の綴には写しを綴じるように改善しました。</p> <p>また、過去の法的対応が直ちに参照が可能な状態にし、業務の効率的な執行と職員のスキルアップに活用しています。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
(8) 事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施について【結果】		
<p>貸付先または貸与先の選定手続において、貸付審査委員会が貸付決定の条件として事後指導を付していることがある。</p> <p>事後指導が付された貸付先または貸与先については、貸付実行から1年後を目途に中小企業診断士が現地でのヒアリング結果に基づき、「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」を作成し、産業支援センターに提出されているのみで、その後のフォローを実施していないものが見受けられた。</p> <p>貸付審査委員会が貸付決定に当たって事後指導を付しているのは、償還遅延または償還不能を回避することが目的であると考えられる。そのため、事後指導は中小企業診断士から「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」が提出されれば終わりというのではなく、債権が全額償還されるまで、適時かつ継続的に実施すべきである。たとえば、職員が業績の悪化した貸付先または貸与先を訪問し、状況をヒアリングして問題の有無を交渉（対応）記録に記載しておくことは、事後指導の適時かつ適切なフォローに該当すると考える。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>平成23年度の対応方針に基づき、職員やコーディネータによるフォローを行っています。さらに事後指導が付された貸付先のみならず、すべての貸付先を訪問し、状況をヒアリングして記録に残し、適切な支援を行うことで未収債権の発生防止に努めました。</p> <p>また、今後も定期的に貸付先を訪問し、継続的なフォローを実施します。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導し、適切な事後指導が実施される体制が整いました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
(9) 決算書の分析の活用について【意見】		
<p>産業支援センターは貸付後に「小規模企業等設備導入資金（設備資金貸付事業）貸付対象設備利用状況報告書」の提出を、毎年利用者に義務付けている。当該書類の記載内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象設備と借入残額 ii 対象設備の利用状況 iii 対象設備の設置による効果や産業支援センターに期待する支援等 iv 現在抱えている経営上の問題点 v 経営状況（売上高、従業員数等） 	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>平成23年度の対応方針に基づき、企業業績の経年比較表を作成し、金融機関派遣職員のノウハウを活用しながら分析を行い、その結果を事後指導・助言先の選定や債権管理の資料として活用し、継続的な企業支援を行いました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導し、決算書等の効果的な活用が図られるようになりま</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

<p>上記のほか、添付資料として決算書を提出させている。 これらの書類は年度別にファイリングされており、企業業績の経年比較は実施していることであったが、その結果の活用方法については具体的な回答がなかった。 業績の悪化があれば、それは償還遅延または償還不能となる可能性の兆候を示すものと考えられるため、たとえば、⑤で述べた事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施を行なう先の選定等で活用することが望ましい。</p>	<p>した。</p>	
<p>(10) 債務保証のモニタリングについて【意見】</p>		
<p>新産業創造資金の融資事業では、産業支援センターは信用保証協会に対して債務保証を行なっているものの、融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった。本来、債務保証を行なっている場合には、融資先の財政状態および経営成績を把握するとともに、融資元にヒアリングを行い融資の回収状況を確認することで債務保証のリスク管理が求められるところである。産業支援センターの場合、債務保証のリスク管理を実施することは、信用保証協会に対する損失補償を最小化するということであり、現在 90 百万円の残高がある新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することと同義である。また、その補助金の財源は税金であることを考えれば債務保証のリスク管理は重要である。 このように産業支援センターには新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することが求められている中で、産業支援センターが融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった理由は、現在の債務保証契約では、産業支援センターが信用保証協会に対して融資先の財政状態および経営成績の報告を求める権利が明記されていないため、産業支援センターが適時に融資先の財政状態および経営成績を把握することが困難だからである。 しかし、このような契約上の制約がある中でも、たとえば、融資の条件緩和依頼が発生した場合には信用保証協会より報告してもらうように依頼し、今後の回収計画をヒアリングしたうえで、当該融資が回収不能とならないように信用保証協会を通して融資した金融機関に一層の努力を促す、といった対応が望まれる。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 信用保証協会に依頼し、可能な範囲での情報提供を受け、融資先の財政状態及び経営成績の把握に努めました。</p> <p>(雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、債務保証のリスク管理が行える体制になりました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(11) 偶発債務の注記について【結果】</p>		
<p>産業支援センターは信用保証協会との間で債務保証契約を締結している。信用保証協会からの代位弁済の請求が増加したため、平成 21 年度以降は新規の融資を休止しているものの、現時点でも 5 社（平成 23 年 9 月末時点）に対して 4,083 万 8 千円の融資残高がある。 したがって、かかる債務保証は偶発債務であることから、決算報告書において債務保証の残高を注記する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 平成 23 年度の決算報告書から、三重県信用保証協会に対する保証債務を注記しています。</p> <p>(雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

(1 2) 新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の記載について【結果】		
<p>平成23年4月30日付で産業支援センターから県に対して提出された平成22年度の新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の中で、運用益収入の金額について誤った報告がなされていた。報告を受けた県では、その金額に疑問を持ったため、産業支援センターに対して調査を依頼した。産業支援センターとしては、県からの指摘に対して速やかに金額を修正して再報告をすべきであったが、修正された報告書は平成23年8月に再提出されていた。</p> <p>したがって、産業支援センターにおいて、かかる記載誤りに対する指摘に対して速やかに修正して再報告すべきであった。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 適切な事務処理について、適宜、職員に注意喚起を行いました。 注意すべき事例が発生した場合は、マニュアルなどの規程を整備し、再発防止に努めます。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
(1 3) 投資の回収可能性について【意見】		
<p>第1号ファンドに対して、産業支援センターは2億50百万円を出資しているものの、平成22年12月末時点の持分相当額は53百万円と当初出資額の21.1%まで毀損している。現在第1号ファンドは15社に投資しているが、備忘価格になっている企業が8社、投資簿価を50%以上下回っている企業が6社となっているため、仮にこの15社の中から新規上場を果たす企業が現れたとしても、投資額を全額回収することができるかどうかは不透明な状況にあるといえる。投資の目的は民間によるリスクマネー供給の「呼び水」になることではあるものの、第1号ファンドから1社も上場企業を輩出できていないことや、出資額が著しく毀損している状況を鑑みると、出資の目的を十分に果せているのかどうか、県として引き続き検討することが望まれる。</p> <p>一方で、第2号ファンドからは上場企業を1社輩出したものの、創薬ベンチャーであることから売上高は不規則にしか発生しないこともあり、現時点では投資簿価を回収するまでに至っていない。その結果、出資額1億50百万円に対して、平成22年6月末時点の持分相当額は83百万円(55.4%)まで毀損している。</p> <p>三重県内のリスクマネー供給の「呼び水」となるべく「みえ新産業創造ファンド」を発足したが、産業支援センターを介した当該ファンドへの出資により、民間によるリスクマネーの自律的供給を十分に引き出したか否かについて、県として十分な検討が望まれる。</p>	<p>(雇用経済部) 第1号ファンドについては、平成25年12月に期限を迎えることから、一部延長の可否も含め、出資の目的を果たすための対応策ならびに検証方法について検討中です。また、ファンドのクロージング後も、継続して出資先の動向を把握し、必要な支援について検討していきます。 第2号ファンドについても、引き続き民間ベースの資金の動きのきっかけとなるような対応策と検証方法を検討していきます。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
(1 4) 補助金交付目的について【意見】		
<p>メッセウイングに係る県からの補助金については、主として概要で記載した高度化資金借入金(県からの借入金)に関する償還補助である。</p> <p>しかし、この補助金の根拠となる「三重産業振興センター関係補助金交付要領(以下、「補助金交付要領」という。)」によれば、補助金の交付目的および補助事業の内容は以下のとおりとなっている。</p>	<p>(雇用経済部) 補助要領の改正を行い、昨年度の補助金から適用いたしました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

補助金の交付目的	補助事業の内容		
補助事業者（産業支援センター）が行う、三重産業振興センターの施設の設置及び改修を図る。	三重産業振興センターの施設の設置及び改修に要する経費	<p>ここでいう、「三重産業振興センター」とは「メッセウイング」のことであるということは類推できるが、「三重産業振興センター」は、当初メッセウイングの管理運営を行っていた財団法人名であり、補助金交付要領上でも、「メッセウイング・みえ」と表記すべきである。</p> <p>また、そもそも補助金の交付目的や補助事業の内容としては、あくまでも三重産業振興センター（メッセウイング）の「施設の設置及び改修」と定めており、産業支援センターの“借入金の償還補助”とは記載されていない。</p> <p>たしかに、メッセウイングの設置にあたっては、県からの補助金が一部充当されており、また、その後の大規模修繕においては、県からの補助金がこの補助金交付要領に基づき支出されてきている。</p> <p>しかしながら、それは“借入金の償還補助”とは別の支出であり、“借入金の償還補助”を行なうのであれば、補助金交付要領にも明確に“借入金の償還補助”を補助金の交付目的や補助事業の内容として定める必要があると考えられる。</p>	
（15）債務負担行為の設定について【意見】			
<p>前述したとおり、県からの借入金について、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていた。</p> <p>これについて、県の予算上、地方自治法第214条に定める債務負担行為の設定が行われていない。</p> <p>事実上、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていたため、県が補助金で負担する金額37億2,657万5千円について、将来発生する債務の負担として、議会の議決により、債務負担行為の設定を行う必要があったものと考えられる。</p>		<p>（雇用経済部）</p> <p>平成24年三重県議会第1回定例会において、当該補助金にかかる債務負担行為について設定いたしました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
（16）成果目標と実績値との比較について【意見】			
<p>展示ホール等の利用に関しては、経済状況等にも左右されることではあるが、展示ホールの利用率については、目標値と実績値との乖離が大きいため、その原因について把握しておく必要がある。また、指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果が出ているのかどうかについても、今後、検討していくことが必要であると考えられる。</p>		<p>（三重県産業支援センター）</p> <p>展示ホール利用率の目標値（40.0%）と実績値との乖離については、平成23年度の事業報告書から要因を分析して記載し、当該要因についての的確に把握できるよう改めています。</p> <p>平成23年度は、東日本大震災やタイ洪水等</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

	<p>による厳しい経済状況下にも関わらず、新規利用者の開拓及びリピーターの確保の取組が奏功し、年度後半の利用率が伸び、指定管理者制度に準じた委託導入後最も高い利用率（34.5%）となりました。</p> <p>指定管理者制度に準拠した制度に移行した成果については、平成24年3月に、基本協定に定めた業務水準の達成状況を調査し、管理委託者と意見交換を行いました。今後、平成24年度の事業報告も踏まえて検証し、その成果を次回の管理委託事業者の公募に活かしてまいります。</p> <p>（雇用経済部）</p> <p>指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果の検証等につきましては、引き続き適正な事務処理が行われるよう指導してまいります。</p>	
<p>（17）利用率の算出方法について【意見】</p>		
<p>成果目標で使用している利用率の算出について、例えば、展示ホールなどは、午前・午後・夜間の3コマを実績値として把握しているが、利用率の算出にあたっては、午前・午後の2コマを分母として計算している。</p> <p>すなわち、一般的には利用率の算出に当たって利用コマ数を使用する場合、分母には営業日における利用可能コマ数（午前・午後・夜間）、分子は利用実績コマ数にて算出するところ、午前・午後の2コマを分母として計算している。</p> <p>これでは、仮に100%の利用状況の場合、単純に計算すると利用率は150%（1.5倍）となってしまう。</p> <p>産業支援センターでは、以前から、このような方法にて利用率を算出し、事業報告書などで公表しているが、より実態に合わせた利用率の計算方法に変更することが望ましい。</p>	<p>（三重県産業支援センター）</p> <p>平成23年度の事業報告書及び平成24年度の月間報告書から、営業日単位で利用率を計算するよう改めています。</p> <p>また、同時にコマ単位、昼間・夜間別でも利用率を計算し、利用実態を詳細に把握しています。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>（18）その他の成果目標について【意見】</p>		
<p>成果目標について、委託業者からの提案により、次の2項目が成果目標として加わっている。</p>	<p>（三重県産業支援センター）</p> <p>「産業振興」を目的とした施設利用とする基準について、中小企業基本法における国の施策</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三</p>

成果目標	目標値
①「産業振興」を目的とした施設利用率	毎年度 70%
②三重県内企業の施設利用率	全利用者における利用率 90%

この成果目標については、業務仕様書として、基本協定書に綴じこまれた文書にも記載されており、これについても、委託業者の管理運営業務の評価等に際して参照すべき項目であると考えられるが、委託業者からの「事業報告書」(基本協定書第 27 条)には、これらの成果目標について触れられていない。

このため、「事業報告書」においては、これらの成果目標についてもその実績が記載される必要があると考えられる。

なお、この成果目標について、「事業報告書」とは別の資料で把握された実績値は次のとおりである。

成果目標	H21 年度	H22 年度
①「産業振興」を目的とした施設利用率	79.4%	75.4%
②三重県内企業の施設利用率	82.1%	78.3%

※ 指定管理者制度に準じた方法で管理運営業務を委託した平成 21 年度からの実績データである。

①については、目標値を実績値が上回っている。②については、目標値を下回っている。これについても、ア. で述べたようにその原因の把握が必要である。

なお、①の「産業振興」を目的とした施設利用率であるが、「産業振興」の定義が定かではない。平成 23 年 3 月度の「施設使用状況」を閲覧したが、たしかに、単なる会議としての利用や、“産業”とは直接的には関係しない団体(政治団体等)による集会での利用も見受けられる。

「メッセージング・みえ管理及び運営に関する規程」によれば、特に、“産業”とは直接に関係しない利用に対して制限を加えていることはない。

しかしながら、「産業振興」「産業の活性化」を目的として設置している当施設の性格上、また、指定管理者制度に準じた方法により委託しているため施設の使用許可は委託業者が行えることとなっていることから、産業支援センターとして、「産業振興」による利用状況を把握しておくことは必要なことであると考えられる。

したがって、「産業振興」を目的とした利用というのは、どのような利用を指すのかについて、明確に定めておく必要がある。

なお、前述した「施設使用状況」においては、産業界種別に利用状況を集計しているが、

目的に準拠することとし、具体的な事例を示して設定しました。

当該基準は、平成 23 年度の事業報告書及び平成 24 年度の月間報告書から適用しています。

(雇用経済部)
適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。

重県産業支援センター

<p>この中で「会議・説明会・講習会他」の利用率は78%となっており、産業業種別に区分されている利用率は22%である。</p> <p>平成22年度の「産業振興」を目的とした施設利用率の実績値は、79.4%となっている。これは、「会議・説明会・講習会他」の利用を産業業種別に振り分けた結果とのことであるが、その過程が明らかとはなっていない。</p> <p>「産業振興」を目的とした利用の定義を明確にするとともに、その算出過程についても把握しておく必要があると考えられる。</p>		
<p>(19) メッセウイングの管理運営について(収支状況に関して)【意見】</p>		
<p>民間事業者の創意工夫を活かすという指定管理者制度の趣旨に鑑み、収支差額についてすべてを精算することは避けるべきではあるが、メッセウイングの設立には公的資金が充てられており、いわゆる「公の施設」に準じたものと考えられるため、プラスの収支差額の一定割合について、委託業者から納付させることも、次回の委託期間(平成26年度以降)には検討の余地があると考えられる。</p> <p>この際には、民間事業者の受託に関するモチベーションを減退させないようにすることや、収支差額の算出については、適切な会計処理が行なわれているかを検査する方法について検討する必要があると考えられる。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 管理委託業者の収支状況の実態を踏まえ、課題を明確にした上で、次回の管理委託事業者の公募における検討を行います。</p> <p>(雇用経済部) 引き続き適正な事務処理が行われるよう指導してまいります。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(20) 減損会計の適用について【結果】</p>		
<p>建物は時価が著しく下落している。土地は50%を超える下落はないが、資産の時価が著しく下落したときは、時価が概ね50%を超えて下落している場合とされており、概ね50%を超えていると判断することもできる。</p> <p>メッセウイングの土地・建物は平成3年から平成5年にかけて取得・建設されたものであり、相当程度の時価の下落が見込まれる。</p> <p>したがって、不動産鑑定評価額等により合理的な時価を算出し、減損処理の必要がないかを検討する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 平成23年度決算において、土地・建物等について減損会計を適用し、適正な評価をしました。</p> <p>(雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(21) 建物の減価償却計算について【結果】</p>		
<p>産業支援センターでは、建物等の償却資産の減価償却に際しては、基本的には法人税法の定めに従って減価償却計算をしているとのことであるが、当該施設については、平成10年の法改正後も、改正前の法定耐用年数の65年を使用可能年数と考え、平成15年の統合時もそれに基づいて計算された57年を耐用年数としているとのことである。</p> <p>たしかに、法人税法に定める法定耐用年数を使用せずに、操業度(利用度)の大小や技術</p>	<p>(三重県産業支援センター) 建物に係る耐用年数を42年に修正し、償却不足については過年度償却費として、平成23年度決算において費用計上しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

<p>革新の程度などの条件を勘案し、物理的減価および機能的減価を具体的に見積もったうえで自主的に耐用年数を見積もることは可能であるが、産業支援センターにおいて、具体的にそのような見積もりを行なったうえで、耐用年数として57年を決定しているわけではない。</p> <p>したがって、具体的な見積もりを行った上で、自主的に耐用年数を決定するか、そうでないならば、法人税法上の耐用年数を使用して減価償却計算を行い、減価償却費の差額についても、適切に処理することが望まれる。</p>	<p>(雇用経済部) 団体の対応方針に基づき、適切に改善されていることを確認いたしました。</p>	
---	---	--

4. 三重県土地開発公社

(1) 先行取得資金の貸付額の切下げについて【結果】

<p>先行取得資金は県土整備部所管の公共事業の用に供する土地の取得財源として県が一般会計から無利子で土地開発公社に貸し付けるものである。</p> <p>当該資金は年度末日1日を除いて土地開発公社に貸付けてあり、土地開発公社では公共事業用地等先行取得資金貸付契約に基づき利息のつかない決済用普通預金口座に預金してあるため、実際に使われていない分は年度を通じて拘束され、機会損失が生じているといえる。</p> <p>このため、県では既に貸付額の見直しに着手しているとのことであるが、同制度が事業費の予算不足を補い、円滑な用地取得を行うために設けられたものであることおよび県における機会損失の発生回避の観点から、直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、当該資金の貸付額を適切な水準まで切下げて設定すべきである。</p>	<p>(県土整備部) 当該資金については、直近の活用実績や運用見込等を踏まえて毎年度設定することとしており、平成24年度は貸付額を20億円としました。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>
--	---	---------------------------------

(2) 工業団地精算引当金の会計処理について【意見】

<p>ニューファクトリー工業団地全体の分譲が完了した時点で剰余金が発生した場合には、団地内の公共施設の管理主体である津市に剰余金を交付することになっており、このため土地開発公社が当該剰余金を工業団地精算引当金として計上しているのは一定の理解はできる。</p> <p>しかし、当該引当金は、区画の売却毎に粗利益相当額を引当金繰入額として費用計上して引当てるものであり、会計基準が予定している将来の特定の費用または損失のための引当金ではない。</p> <p>財務諸表は、土地開発公社の運営の適切な状況を広く土地開発公社の利害関係者に伝えるために作成されるものであり、また、県の作成する連結財務諸表の基礎となっている。当該団地内の未分譲地は残り1区画となり、事業の精算が近づいたことから、今後はその実態をより反映する財務報告を行う必要がある。</p>	<p>(三重県土地開発公社) これまで土地開発公社の財務諸表に当該引当金の説明を記載していましたが、所要経費見込額及び精算時に津市へ交付するための剰余金である旨の注記を施し、その実態をより反映する財務報告にしました。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>
--	--	---------------------------------

(3) 元管理センター用地について【意見】		
<p>ニューファクトリー工業団地の元管理センター用地は、当初は結成される管理組合への無償譲渡を予定していたため、簿価がゼロとなっており、財務諸表の附属明細表のうち完成土地等明細表には計上されていない。将来、分譲予定地とされた場合、会計方針に定める「個別法による原価法」による算定・評価が適切になされておらず、分譲時に適切な損益計算がなされないこととなる。</p> <p>当該用地の利用方針を定めるとともに、分譲予定地とされた場合、過年度の事業費を適切に配分し直すことにより、当該用地の取得原価を算定するとともに、他の未分譲用地の簿価についても見直す必要がある。</p>	<p>(雇用経済部) 元管理センター用地については、三重県、津市、三重県土地開発公社で協議し、分譲していくよう方向性を確認したところであり、早期の分譲に向けて取り組んでいるところです。 (三重県土地開発公社) 当該用地の利用方針等については、県、津市、土地開発公社の三者で協議した結果、民間企業から引合いがあれば分譲用地として適切に対応します。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>
(4) 未分譲用地の評価について【意見】		
<p>ニューファクトリー工業団地の未分譲用地は1区画のみとなったところであるが、第2工区の造成が完了した平成14年度以降8年半ほど経過して未分譲であることも考慮すると、今後も未分譲用地として保有し続けることにより、売却価額が簿価を下回り損失が発生するリスクがあるため、これに係る貸付金の回収可能性の検討にあたり、分譲の引合い状況や時価動向について今後も留意する必要がある。</p>	<p>(雇用経済部) 未分譲用地については、ご意見にもあるように、長期に保有することでのリスクを回避するためにも早期の分譲が望まれます。 このため、引き合い情報の共有など、三重県、津市、三重県土地開発公社の三者で協力しながら分譲に向けて取り組んでいるところです。 (三重県土地開発公社) 未分譲用地の引合い状況については、今後も県、津市、土地開発公社の三者において情報の共有を行うとともに、近隣地域の地価動向等に留意していきます。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>
(5) 三重県住宅供給公社の解散に伴う処理の検討について【意見】		
<p>大仏山地域保有土地は、三重県住宅供給公社から土地開発公社へ有償移管され、取得に必要な金額については土地開発公社が住宅供給公社から無利息で借入れている。</p> <p>住宅供給公社の解散によりその資産および負債を設立主体である県が承継するため、住宅供給公社の清算終了までに土地開発公社への貸付金の処理方針が決定されない場合には、当該借入金の相手先は県となる。一方、当該土地の利用については現在、事業主体が未だ決定されてはいない。このような状況が今後も続くことになれば、土地開発公社としては、引き続き当該土地を保有するリスクを負うこととなる。</p> <p>これらのことから、土地開発公社の損失に帰することのない処理方針を決定する必要がある。住宅供給公社の清算終了までに当該用地の処理方針の決定及び借入金の清算を行う必要がある。</p>	<p>(県土整備部、三重県土地開発公社) 当該土地については、三重県住宅供給公社の清算終了までに借入金の清算を円滑に行えるよう、当該土地の取得の経緯を踏まえて、住宅供給公社、土地開発公社及び関係機関と調整を進めていきます。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>

<p>よって、関係する三者においては、当該用地の事業主体・事業手法を含めた詳細な検討動向に応じ、上記の課題に対応するための最適な処理を検討されたい。</p>		
<p>(6) 再取得先との合意形成について【結果】</p>		
<p>土地開発公社が県からの依頼により先行取得した第二名神自動車道用地は、現行の取決め、直近における時価下落状況およびこれまでの経緯を踏まえると、中日本高速道路株式会社による再取得価格は、簿価相当額（事業用地の取得に要した用地費および補償費の合計）を大きく下回る可能性がある。よって、これにより基本協定書第9条第3項に定める「執行に支障が生じた」場合には、県がその責任を負うこととなる。したがって、県は、中日本高速道路株式会社との間で再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。</p>	<p>(県土整備部) 当該用地については、第二名神自動車道建設予定地に開発許可申請が出されたため公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、平成9年に土地開発公社が先行取得しましたが、日本道路公団の民営化等に伴う高速道路事業の停滞や調査設計に時間を要したことから再取得が行われず現在に至っている状況です。 現在、監査結果を踏まえ、県は中日本高速道路株式会社に再取得を円滑に行うよう要請を重ねています。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>
<p>5. 三重県道路公社</p>		
<p>(1) 過年度無料開放路線に係る引当金残高について【結果】</p>		
<p>過年度無料開放路線に係る道路事業損失補填引当金は、本来は全額を志摩開発有料道路（パールロード）第2期事業の無料開放時に取崩し、損失の圧縮に使用すべきであったものであり、過年度の措置の理由が政策的判断に基づくものである場合には、その判断根拠を県において明らかにするとともに、道路公社においても当該路線の無料開放のあった年度の財務諸表における注記等により開示すべきであったと考えられる。 以上より、当該措置についてその理由を明らかにするため、次年度の財務諸表における注記等により開示することを要望する。</p>	<p>(三重県道路公社) 当該措置は、伊勢二見鳥羽有料道路の突発的な災害等に備えるものであり、指摘を受け、平成23年度決算において、その旨を財務諸表における注記事項に記載しました。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>
<p>(2) 料金徴収期間までの収支見込みについて【意見】</p>		
<p>現在の唯一の事業である伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みは今後の社会経済情勢等の変化で大きく変動する可能性はあるものの、無料開放時における損失の発生可能性は、一定程度認められる状況であると考えられる。したがって、通行台数については実績推移を踏まえ慎重に見積もるとともに、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。</p>	<p>(三重県道路公社) 今後も収支見込みについては、損失の発生はないと予測していますが、通行台数実績の推移などを踏まえ適時に見直し、効率的な業務運営を行い運営コストの合理化に継続して取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>

(3) 出資金の回収可能性について【意見】		
伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みからすると、無料開放時において数億円といった水準の不足額が発生する可能性が一定程度認められる状況である。したがって、出資金17億50百万円の一部が回収できなくなる可能性は、現時点において一定程度存在するものと考えられるため、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。	(三重県道路公社) 無料開放時(料金徴収期間満了時)に県出資金の回収は可能と予測しています。 今後も効率的な業務運営を行い運営コストの合理化に継続して取り組んでいきます。	県土整備部 三重県道路公社
(4) 収受員の常時待機人数等の見直しについて【意見】		
自動収受機2台の監視は、有時の際には管理職である所長が対応することが可能であり、平常時においては一人で対応し得ると考えられる。また、不正防止の観点からは、料金収入の現金は定められた時間帯に複数人で確認すること、また、車両の通行量のカウントは別のモニター(車種判別用踏板)で自動計算され料金収入の理論値が明確に出せることから、事後的に発見が可能である。 したがって、収受員のシフトについて合理化の余地があると考えられるため、検討された。	(三重県道路公社) 収受員のシフトについては、緊急時の対応や勤務形態等の観点も含め検討した結果、朝熊・二見料金所二箇所の管理業務があり、収受員一人では突発的に発生する渋滞等に対応できないことから、一人への体制見直しは、危機管理上支障が生じると判断しました。	県土整備部 三重県道路公社
(5) 道路公社の借入先金融機関への債務保証書の交付について【結果】		
県は、運転資金に係る市中金融機関との金銭消費貸借契約毎の単位で、債務保証書を道路公社経由で金融機関に対し交付しており、直接に金融機関に対しては交付していない。 本来、保証人の存在とその内容を確認する必要があるのは、主債務者よりもむしろ、物的担保がない状態で貸付を行わざるを得ないゆえに人的担保として債務保証を求める金融機関の方であるから、金融機関に対し直接その意思表示として当該書面の交付を行うべきであり、逆に、敢えてこのような間接的な手続を行う必然性はないと考えられる。したがって、債務保証書を借入先金融機関に対し交付する必要がある。 また、政府や地方公共団体金融機構からの借入金に対する債務保証書等の書類は、借入年度が古いためか書類の存在を確認できなかった。県は、これら書類について返済の完了年度までは書類を確実に保管する必要がある。	(県土整備部) 当該監査以後に決裁を受け金融機関に交付する債務保証書は、直接借入先金融機関に交付しています。 また、債務保証書等の書類は、返済完了年度まで確実に保管できる体制をとっています。	県土整備部 三重県道路公社

6. 三重県信用保証協会に対する損失補償

(1) 県における聞き取り調査について【意見】

<p>平成 22 年度の損失補償補助金の確定手続は (1) 概要のとおりであり、監査の結果、特段の問題点は検出されなかったが、県における信用保証協会での聞き取りに関して、制度の趣旨を担保するためにも必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリスト等の作成・活用が望まれる。</p>	<p>(雇用経済部) 現地調査においては、従前から必要なポイントをまとめた調査票を用いて実施しているところであり、平成 23 年度の調査からは、この調査票の内容を見直し、必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリストとなるよう項目の充実を図りました。</p>	<p>農水商工部 三重県信用保証協会</p>
---	---	---------------------------------

(2) 県の関与の必要性について【意見】

<p>三重県中小企業融資制度は、民間金融、信用保証制度の枠組みを活用して実施されている制度であることから、それぞれの中小企業者等に制度融資を行なうべきかどうかの判断は、金融機関における融資審査および信用保証協会における保証承諾審査にて行われ、県は信用保証協会に対して損失補償を行うのみとなっている。</p> <p>そのため、県では、個々の融資案件の融資審査・保証承諾審査が適切に遂行されているかどうかを随時モニタリングすることは困難であることから、毎年 1 月に信用保証協会から損失補償補助金交付申請書・実績報告書が送付されて、はじめて、損失補償額および損失補償対象の代位弁済額を把握できる。</p> <p>県の融資制度が信用力の低い中小企業に対する金融の円滑化を図ることを目的としていることを考慮しても、予算の進捗状況を把握するためには、期中に損失補償対象融資に係る代位弁済の発生状況をモニタリングする必要があると思われる。</p>	<p>(雇用経済部) 平成 24 年度から要領を改正し、損失補償対象融資について、代位弁済の発生状況をモニタリングするとともに、予算の進捗状況を事前に把握できるよう、補助対象期間中における代位弁済の発生状況について、中間報告を義務づけました。</p>	<p>農水商工部 三重県信用保証協会</p>
---	---	---------------------------------

7. 三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償

(1) 労働者福祉対策資金（離職者等緊急生活資金）融資制度について【意見】

<p>離職者等緊急生活資金融資の実績は、平成 21 年 3 月から平成 23 年 9 月までに 1,215 万円発生しているのみであるが ((1) 概要⑤参照)、東海労働金庫に対しては平成 20 年度以降、毎年 1,000 万円から 2,500 万円の預託が行なわれており ((1) 概要④参照)、結果として機会損失（当該資金を他に運用したとすれば得られた運用益）が発生していることになる。限られた予算の有効活用が望まれる。</p> <p>融資を促進するために融資条件を変更して借りやすい制度にするか、制度の存続意義がなくなっているのであれば、制度の廃止も視野に入れて検討すべきであると考えられる。</p>	<p>(雇用経済部) 離職者等緊急生活資金貸付は、平成 22 年度以降は貸付実績がないことから、平成 24 年度から融資を休止しました。</p>	<p>生活・文化 部 社団日本労働者信用基金協会</p>
---	--	---

8. 損失補償・債務保証の管理等

(1) 損失補償等の管理について【意見】

損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。

したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部署において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。

(雇用経済部、農林水産部、県土整備部)
損失補償等の円滑な管理を行うため、引き続き関係団体と連携を図っていきます。

※環境生活部所管分については、債務返済により損失補償の対象は消滅しました。

生活・文化
部

環境森林部

農水商工部

県土整備部

(2) 会計基準への準拠性について【意見】

各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部署は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表を入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。

(雇用経済部、環境生活部、農林水産部、県土整備部)

適正な会計基準に準拠して作成されるよう、指導を行いました。

生活・文化
部

環境森林部

農水商工部

県土整備部

(3) 注記金額の正確性について【結果】

損失補償等の注記金額 601 億 2,112 万 6 千円のうち、実際には損失補償等には該当しないもの(債務負担行為のうち「物件の購入等」(注)に係るもの等)が含まれていることなどから、365 億 1,713 万 8 千円が過大に計上されており、現状の方法による正確な注記金額は、236 億 398 万 8 千円になると考えられる。

これは、新地方公会計制度における財務書類の作成指針となる「新地方公会計制度実務研究会報告書(平成19年10月総務省)」(以下、「総務省報告書」という。)などの解釈や債務負担行為の区分の誤り等に起因するものと考えられるが、損失補償等の注記の重要性を鑑みると、注記金額を正確に算定する必要がある。

(注)「物件の購入等」のうちここでのいう物件とは、土地をさす。

(総務部)

『総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領』によると、注記の「債務負担行為に関する情報」欄の「債務保証又は損失補償」については、『土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等に係るものと債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件等の購入に係るものとして記載する。』とされています。

本県においては、土地開発公社が公共用地を先行取得する場合、県が用地取得費にかかる債務負担行為(「物件の購入等」に係るもの)を設定する一方で、土地開発公社が用地取得のために金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証についても債務負担行為(「債務保

総務部

	<p>証又は損失補償」に係るもの)を設定しています。</p> <p>この場合、債務負担行為に関する注記が重複するため、作成要領によると、「物件の購入等」に係るものみに計上することとされていますが、誤って「債務保証又は損失補償」の注記金額にも計上していたものです。</p> <p>今年度の財務書類の作成にあたっては、該当部局へ内容を確認するとともに、作成方法をマニュアル化することにより、損失補償等の注記金額の正確な算定に努めました。</p>	
<p>(4) 注記金額についての補足説明の必要性について【意見】</p>		
<p>損失補償等の注記金額は、毎年度の予算上の債務負担行為の限度額の累積額を基に記載されているものであり、当該損失補償等に係る債務の一部が返済されたとしても、限度額が修正されることはなく、実際の債務残高とは異なっているとのことである。</p> <p>「第2県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要」にて記載した金額は債務残高であり、この金額と大きく異なっていることになる。また、前述した財政状況等一覧表や財政健全化法の健全化比率の算出に用いているのも債務残高である。</p> <p>年度末時点において、県が損失補償等の実行により負担を負うリスクがあるのは債務残高であり、債務負担行為の限度額は補完的な情報であると考えられる。</p> <p>同じ損失補償等に関する情報として、大きく異なる金額を開示することは、県民等の利害関係者に対して誤解を与えかねないため、財務書類4表(注記事項含む)において、注記事項の内容について補足的に説明することが望ましい。</p>	<p>(総務部)</p> <p>総務省報告及び作成方法については、限度額に基づき作成することとなっていることから、注記事項への補足説明について追記しました。</p>	<p>総務部</p>
<p>(5) 附属明細書(債務負担行為明細表)の作成・公表について【意見】</p>		
<p>総務省報告書によれば、債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書(債務負担行為明細表)に記載するものとなっているが、現在、県においては、このような附属明細書が作成・公表されていない。総務省報告書に掲げられている附属明細書のひな型によれば、損失補償等について、相手先別に記載することとなっており、附属明細書(債務負担行為明細表)についても、作成・公表されることが望ましい。</p>	<p>(総務部)</p> <p>平成23年度分以降の財務書類の公表にあたっては、附属説明書を作成し公表することとしています。</p>	<p>総務部</p>